

2020年度第1回湖鳥会理事会議案

日時：2020年12月12日（土）15:00-18:00

場所：鳥取大学地域学部4階4010号室

審議事項

1. 2019年度第1回理事会議事録
2. 2019年度第1回総会議事録
3. 2019年度活動報告
4. 2019年度会計報告及び監査報告
5. 会則変更について
6. 2020年度理事について
7. 会長，副会長の選出について
8. 学費援助奨学金について
9. 工学部同窓会との名簿相互利用覚書について
10. 2020年度活動予定および予算案
11. その他

2019年度第1回湖鳥会理事会議事録案

日時：2019年5月27日（月）18:00-20:00

場所：鳥取大学広報センター2階スペースD, E

出席：出席：吉田和行，安藤靖彦，岡垣光則，岸田悟，笹間俊彦，松岡良明，原雅人，
吉村宏紀，笹岡直人（敬称略）

審議事項

1. 2018年度第1回湖鳥会理事会議事録（理事会2019-1-2）

資料に基づき説明がなされ，承認された。

2. 2018年度活動報告（理事会2019-1-3）

資料に基づき説明がなされ，承認された。

3. 2018年度各期役員について（理事会2019-1-4）

資料に基づき説明がなされ，承認された。

4. 2018年度会計報告及び監査報告（理事会2019-1-5）

資料に基づき説明がなされ，承認された。

5. 会則変更について（理事会2019-1-6）

資料に基づき説明がなされ，承認された。

6. 学費援助奨学金の新設について（理事会2019-1-7）

資料に基づき説明がなされた。下記意見が出され，引き続き審議することとなった。

- ・入会金を払っていない準会員を対象とすべきなのか。入会金支払いの理由付けにできないか。
- ・工学部同窓会の奨学金と合わせて全額貸すことはやめた方がよい。

7. 国際会議海外渡航費用助成内規変更について（理事会2019-1-8）

資料に基づき説明がなされた。卒業後に助成するのは良くないとの意見から否決された。

8. 2019年度の活動について（理事会2019-1-9）

資料に基づき説明がなされ，承認された。

9. 2019年度理事会役員について（理事会2019-1-10）

資料に基づき説明がなされ，承認された。なお，HPサーバは外部に設置することとなった。

10. 2019年度予算案（理事会2019-1-11）

資料に基づき説明がなされ，承認された。

2019 年度第 1 回湖鳥会総会議事録（案）

日時：2019 年 8 月 24 日（土）16:00-17:30

場所：ホテルモナーク鳥取（鳥取県鳥取市永楽温泉町 4 0 3）

出席：24 名

審議事項

1. 会則変更について（資料：総会 2019-1-1, 2）

資料に沿って、会則変更案が審議され、変更後会則第 10 条第 5 項以外は原案通り承認された。

特に、会の存続に関する議題以外は理事会で審議すること、入会金の徴収時期は卒業、修了時に限定しないこととなった。第 10 条第 5 項については、理事会で審議することとなった。

2019年度活動報告

1. 入会手続及び各期役員選出

入会状況： 学部卒業生 72名（入会率：60.5% ， 全卒業生 119名）

参考：前年度（2018年度）入会率 53.5%

2019年度各期役員：松下任氏，新谷渉氏，松田俊氏

2. 総会報告

日時：8月24日（土）16:00-18:00 総会，18:00-20:00 懇親会

場所：ホテルモナーク鳥取

参加人数：総会 24名，懇親会 34名

収支：

収入：272千円（懇親会会費1人8千円）

支出：634千円

（支出内訳）会場費（飲食含む）：352千円

案内状発送費用：223千円

返信郵送費等：49千円

総会手伝い：10千円

3. 東京地区同窓会報告

日時：12月24日（土）13:00-16:00

場所：東海大学校友会館（東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル35階）

参加人数：49名

収支：

収入：392千円（懇親会会費1人8千円）

支出：607千円

（支出内訳）会場費（飲食含む）：462千円

案内状発送費用：48千円

返信郵送費等：7千円

交通費（会長，学科長）：89千円

備品輸送費：1千円

4. 国際会議のための海外渡航費用助成

下記2名に決定.

岡野圭佑氏

持続性社会創生科学研究科工学専攻 博士後期課程2年

国際会議：19th International Symposium on Communications and Information Technologies (ISCIT2019)

開催地：ホーチミン，ベトナム
開催日：2019年9月25日～27日
助成金額：5万円

松久昂平氏

持続性社会創生科学研究科工学専攻 博士前期課程1年
国際会議：2019 International Symposium on Intelligent Signal Processing and
Communication Systems (ISPACS2019)
開催地：台北
開催日：2019年12月3日～6日
助成金額：5万円

5. ホームページサーバ移転

お名前.com のレンタルサーバへ移転.

新 URL <https://kocyoukai.com/>

6. 入会金の学部入学時徴収について

新型コロナウイルスの影響により，入学受付時の徴収を断念.

| 旧 | 新 (案) |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">鳥取大学工学部電気情報系学科同窓会 湖鳥会 会則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (名称) 本会は、鳥取大学工学部電気情報系学科同窓会と称し、湖鳥会（こちょうかい）と通称する。</p> <p>第2条 (目的) 本会は、会員相互の親睦を図り、その向上に資し、鳥取大学工学部電気情報系学科との連絡を密にし、その発展を図ることを目的とする。</p> <p>第3条 (会員) 本会の会員は、次の通りとする。 (1)正 会 員 鳥取大学工学部電気情報系学科とその前身学科の卒業生及び大学院工学研究科情報エレクトロニクス専攻とその前身専攻の修了生 (2)準 会 員 正会員を除く鳥取大学工学部電気情報系学科とその前身学科及び大学院工学研究科情報エレクトロニクス専攻の在学学生 (3)特別会員 鳥取大学大学院工学研究科情報エレクトロニクス専攻の現教員 (4)賛助会員 鳥取大学工学部電気情報系学科の前身学科、鳥取大学大学院工学研究科情報エレクトロニクス専攻とその前身専攻の旧教員、現旧職員、ならびに本会の推薦によるもの。</p> <p>第4条 (顧問) 本会に顧問を置き、電気情報系学科長、会長経験者ならびに理事会の推薦によるものとする。顧問は重要会務につき会長の諮問に応える。</p> <p>第5条 (組織及び運営) 本会の事務局を鳥取大学工学部電気情報系学科内に置く。 2 本会の運営にあたっては、工学部同窓会と密接な連携を保つものとする。</p> <p>第6条 (事業) 本会は、第2条の目的を達成するため、会報の発行、その他必要な事業を行う。</p> | <p style="text-align: center;">鳥取大学工学部電気情報系学科同窓会 湖鳥会 会則 (案)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (名称) 本会は、鳥取大学工学部電気情報系学科同窓会と称し、湖鳥会（こちょうかい）と通称する。</p> <p>第2条 (目的) 本会は、会員相互の親睦を図り、その向上に資し、鳥取大学工学部電気情報系学科との連絡を密にし、その発展を図ることを目的とする。</p> <p>第3条 (会員) 本会の会員は、次のとおり通称とする。なお、正会員かつ正会員以外の会員に該当する場合は、正会員として扱うものとする。 (1)正 会 員 鳥取大学工学部電気情報系学科とその前身学科の卒業生及び大学院工学研究科情報エレクトロニクス専攻とその前身専攻の修了生、同大学院持続性社会創生科学研究科工学専攻情報エレクトロニクスコース修了生 (2)準 会 員 正会員を除く鳥取大学工学部電気情報系学科とその前身学科及び大学院工学研究科情報エレクトロニクス専攻の在学学生 (3)特別会員 鳥取大学大学院工学研究科情報エレクトロニクス専攻の現教員 (4)賛助会員 鳥取大学工学部電気情報系学科の前身学科、鳥取大学大学院工学研究科情報エレクトロニクス専攻とその前身専攻の旧教員、現旧職員、ならびに本会の推薦によるもの。</p> <p>第4条 (顧問) 本会に顧問を置き、電気情報系学科長、会長経験者ならびに理事会の推薦によるものとする。顧問は重要会務につき会長の諮問に応える。</p> <p>第5条 (組織及び運営) 本会の事務局を鳥取大学工学部電気情報系学科内（鳥取市湖山町南4丁目101）に置く。 2 本会の運営にあたっては、工学部同窓会と密接な連携を保つものとする。</p> <p>第6条 (事業) 本会は、第2条の目的を達成するため、会報の発行、その他必要な事業を行う。</p> |

第2章 役員

第7条 (役員)

本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事会役員 会長1名 副会長若干名 理事50名程度
監査2名 幹事10名程度
- (2) 各期役員若干名

第8条 (役員を選出と任期)

会長、副会長、監査、幹事は理事会で理事の中から選出する。

- 2 理事は、正会員の中から若干名を総会において選出する。但し、総会の承認により会長、副会長に人選を一任することができる。
- 3 理事会役員任期は3年とする。但し、再任は妨げない。
- 4 各期役員は各期に若干名を会長が任命する。

第9条 (役員の仕事)

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を議決し執行する。
- 4 監査は、会計の監査に当たる。
- 5 幹事は、本会の庶務及び会計を担当する。
- 6 各期役員は各期を代表し、会長の招集による重要な会務を審議し、各期の会務を分掌する。

第3章 議決

第10条 (総会)

総会は、正会員をもって構成する。

- 2 本会の最高議決機関を総会とする。
- 3 次の場合に会長は総会を招集し、その議長となる。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会役員が3分の2以上をもって、その召集を要求したとき。
 - (3) 正会員が20分の1以上をもって、その召集を要求したとき。

第2章 役員

第7条 (役員)

本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事会役員 会長1名 副会長若干名 理事50名程度
監査2名 幹事10名程度
- (2) 各期役員 若干名

第8条 (役員を選出と任期)

会長、副会長、監査、幹事は理事会で理事正会員の中から選出する。

- 2 理事は、正会員の中から若干名を総会理事会において選出する。但し、総会の承認により会長、副会長に人選を一任することができる。
- 3 理事会役員任期は3年とする。但し、再任は妨げない。
- 4 各期役員は各期に若干名を会長が任命する。

第9条 (役員の仕事)

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を議決し執行する。
- 4 監査は、会計の監査に当たる。
- 5 幹事は、本会の庶務及び会計を担当する。
- 6 各期役員は各期を代表し、会長の招集による重要な会務を審議し、各期の会務を分掌する。

第3章 議決

第10条 (総会)

本会の最高議決機関を総会とし、正会員をもって構成する。

- ~~2 本会の最高議決機関を総会とする。~~
- 2 次の場合に、会長は総会を招集し、その議長となる。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会役員が3分の2以上をもって、その召集を要求したとき。
 - (3) 正会員が20分の1以上をもって、その召集を要求したとき。

- 4 総会は次の事項を審議する。
- (1) 理事会から要請された事項
 - (2) 総会の開催を要求したものの提案事項
 - (3) 会則の改廃に関する事。
 - (4) その他必要な事項
- 5 議事は、出席会員の過半数の同意をもって議決される。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第11条（理事会）

次の場合に理事会は会長が召集し、その議長となる。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会役員が3分の1以上をもって、その召集を要求したとき。

2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び報告
- (2) 予算及び決算
- (3) その他必要な事項

3 議事は、出席理事の過半数の同意をもって議決される。可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会は事業報告、決算、その他重要事項を正会員に公開する。

第4章 会計

第12条（経費）

本会の経費は入会金、会費、事業収入、寄付金その他の収入をもって充てる。

第13条（入会金）

本会の入会金（準会員、特別会員、賛助会員を除く。）、卒業または修了時に納入するものとする。

- 3 総会は次の事項を審議する。
- ~~(1) 理事会から要請された事項~~
 - (1) 総会の開催を議決又は要求したものの提案事項
 - ~~(3) 会則の改廃に関する事。~~
 - (2) その他特に総会に諮るべき重要な事項
- 4 議事は、出席会員の過半数の同意をもって議決される。可否同数のときは、議長の決するところによる。

~~5 総会は、本会の通常の運営事項については、理事会に委任する。~~

第11条（理事会）

~~次の場合に理事会は、本会の理事会役員で構成する。~~

2 会長が召集し、その議長となる。

3 理事会は、原則として毎年1回は開催するものとし、次の事項を審議及び議決する。ただし、下記の場合には開催することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会役員が3分の1以上をもって、その召集を要求したとき。

4 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 会則の改廃に関する事
- (4) その他必要な事項

5 議事は、出席理事・役員の過半数の同意をもって議決される。可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 理事会は事業報告、決算、その他重要事項を正会員に公開する。

7 理事会は、電子メールなどを利用して意見を聞くことができる。

第4章 会計

第12条（経費）

本会の経費は、入会金、会費、事業収入、寄付金その他の収入をもって充てる。

第13条（入会金）

本会に入会する者(特別会員・賛助会員を除く)は、入会するときに、入会金 5,000 円を納入しなければならない。納入された入会金は、返還しないものとする。

第14条（会費）

会費は、理事会が必要と認めるときは正会員から徴収することができる。

第15条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 入会金は、5,000円とする。
- 2 この会則は、平成4年9月5日から施行する。
- 3 鳥取大学工学部電気情報系学科の前身学科とは、電気工学科、電子工学科、電気電子工学科、知能情報工学科である。また、大学院工学研究科情報エレクトロニクス専攻の前身専攻とは、情報生産工学専攻電子情報システム工学講座、電気工学専攻、電子工学専攻、電気電子工学専攻、知能情報工学専攻である。
- 4 改組に伴う学科名、専攻名の変更については、読み換えるものとする。

（平成27年4月1日一部改正）

第14条（会費）

会費は、理事会が必要と認めるときは正会員から徴収することができる。

第15条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第5章 そ の 他

第16条（委任）

この会則に定めるもののほか、この会則の施行についての必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めることができる。

第17条（改組等による会員の緊急的取り扱い）

鳥取大学又は同工学部の改組等により、学科、専攻等の名称変更又は新設された場合においては、変更又は新設された電気、電子、情報系学科、専攻等の対象者は、会則変更を待たずに第3条の正会員または準会員として扱うものとする。

附 則

~~1 入会金は、5,000円とする。~~

~~2 この会則は、平成4年9月5日から施行する。~~

1 鳥取大学工学部電気情報系学科の前身学科とは、電気工学科、電子工学科、電気電子工学科、知能情報工学科である。また、大学院工学研究科情報エレクトロニクス専攻の前身専攻とは、情報生産工学専攻電子情報システム工学講座、電気工学専攻、電子工学専攻、電気電子工学専攻、知能情報工学専攻である。

~~4 改組に伴う学科名、専攻名の変更については、読み換えるものとする。~~

（令和2年12月12日一部改正）

（平成27年4月1日一部改正）

（平成4年9月5日施行）

湖鳥会理事について

1. 2020年度就任案

山根 大作 (第4回電子工学科)

2. 退任について

(案) 3年間理事会の案内に対する返信がない場合に退任とさせていただく。2020年度から実施。

会長, 副会長の選出

1. 会長, 副会長の退任, 選出について

・退任

【会長】 吉田 和行 (第4回電気)

【副会長】 川端 哲男 (第2回電気)

・選出案

【会長】 山根 大作 (第4回電子)

【副会長】 大賀 昌二 (第10回電気)

2. 2020年度理事会役員(案)

【会長】 山根 大作 (第4回電子)

【副会長】 大賀 昌二 (第10回電気)

堂前 靖彦 (第7回知能)

【監査】 松岡 良明 (第1回電気)

安藤 泰正 (第20回知能)

【幹事】 加納 尚之 (第17回電気)

田中 堅太郎 (第7回電子)

藤村 喜久郎 (第14回電子)

西浦 順一 (第15回電子)

有岡 正登 (第17回電子)

大木 誠 (第18回電気)

笹岡 直人 (第10回電気電子)

吉村 宏紀 (第1回知能)

笹間 俊彦 (第3回知能)

【理事】 松本 昭夫 (第2回電気)

安木 秀明 (第3回電気)

奥田 和基 (第4回電気)

山下 政美 (第4回電気)

石田 義則 (第5回電気)

川上 孝志 (第6回電気)

深田 哲司 (第6回電気)

原田 光夫 (第7回電気)

清水 恵 (第9回電気)

宮脇 一彦 (第9回電気)

表 則夫 (第13回電気)

岸田 達治 (第14回電気)
竹内 克徳 (第14回電気)
吉田 清春 (第15回電気)
米村 幸雄 (第16回電気)
里 友成 (第17回電気)
山方 秀則 (第17回電気)
立花 慶治 (第18回電気)
山根 一博 (第18回電気)
原 雅人 (第19回電気)
豆田 順一 (第1回電子)
村上 博 (第1回電子)
寺谷 茂樹 (第3回電子)
岸田 悟 (第4回電子)
山根 幹仁 (第6回電子)
岡本 公夫 (第8回電子)
河原 宏之 (第8回電子)
桑田 孝明 (第8回電子)
岡垣 光則 (第9回電子)
原川 藤夫 (第10回電子)
三木 公保 (第11回電子)
椎木 正敏 (第12回電子)
西村 晋 (第13回電子)
小林 盛一郎 (第14回電子)
福島 淳 (第14回電子)
村上 誠 (第18回電子)
吉田 幹也 (第5回知能)
玉川 裕康 (第8回知能)

*参考

【顧問】 鷺見 育亮 (第1回電気)
吉田 和行 (第4回電気)
中川 匡夫 (電気情報系学科長)

(敬称略)

給付型学費援助奨学金制度に関する内規（案）

1. （目的および対象者）本奨学金は、鳥取大学工学部電気情報系学科同窓会（湖鳥会）会則第2条に基づいて、入会金を納入した準会員で、失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等により家計が急変し、緊急の奨学金の必要が生じた者（以下、緊急措置学生と称す）に対して就学に必要な経費の一部の給付を目的とする。
2. （運用資金）本奨学金制度の経費は、湖鳥会の運営費の一部をもって充てる。年間の運用資金は、最大鳥取大学半期授業料相当額程度とする。
3. （奨学金の上限額）1人につき鳥取大学半期授業料の半額相当額までとする。また給付は同一人物につき一度限りとする。
4. （申請書類）奨学金の給付希望者は、申請書（様式－1）を幹事に提出する。
5. （審査会）奨学金の採択審査は、申請書類に基づいて審査会で行われるものとする。なお、審査会は申請書類の提出を受け、速やかに開催されるものとする。
6. （審査会の構成委員）審査会は、湖鳥会の幹事で構成するものとする。なお、幹事の推薦により湖鳥会の理事を審査委員に任命できるものとする。
7. （審査方法）採択審査は、申請書類ならびに運用資金を総合的に考慮して行われるものとする。
8. （審査結果の公表並びに奨学金給付日）審査結果の公表並びに給付は、給付決定後速やかに行う。
9. この内規は、令和2年12月12日から適用する。

給付型学費援助奨学金申請書

申請年月日 年 月 日

| | | | | | |
|----------------------|---|-----------------------------|--|----------|---|
| 氏名 | 印 | 学科名 もしくは 専攻及び コース名 | | 学生 番号 | |
| 現住所 | 〒 | | | | |
| TEL | | E-mail | | | |
| 申請 理由 | | | | | |
| 申請金額 | | | | | 円 |
| 指導教員（または学科長、学級教員）の署名 | | | | | 印 |

鳥取大学工学部同窓会と鳥取大学工学部電気情報系学科同窓会（湖鳥会）における個人情報の相互利用に関する覚書（案）

鳥取大学工学部同窓会（以下「甲」という.）及び鳥取大学工学部電気情報系学科同窓会（湖鳥会）（以下「乙」という.）は、甲及び乙がそれぞれ保有する会員の個人情報の相互提供に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的等）

第1条 甲及び乙は、甲及び乙が主催、共催、協賛、後援する事業や相互の協力関係を発展させるため、会員の個人情報の相互提供を行うものとする。

（提供する会員の個人情報）

第2条 甲及び乙が相互提供する会員の個人情報は、次のとおりとする。

- （1） 氏名（旧姓含む）
 - （2） 卒業（修了）学科，専攻，コース等
 - （3） 所属研究室，講座など
 - （4） 入学等年月日
 - （5） 卒業・修了等年月日
 - （6） 連絡先（住所，電話番号，メールアドレス）
 - （7） 就職・進学先（就職・進学先名，住所，電話番号，メールアドレス，役職等）
- 2 前項の会員の個人情報は、組織として、甲または乙に提供することを明示したうえで取得したもの、又は会員本人から甲または乙に提供することについて同意を得たものに限るものとする。

（利用）

第3条 提供された会員の個人情報は、利用目的の範囲内において甲または乙が実施する事業に利用することができる。ただし、会員本人から当該本人に関わる個人情報の利用停止の申し出があった場合は、当該会員の個人情報の利用を停止するものとする。

（管理）

第4条 甲及び乙は、甲または乙がそれぞれ定めるプライバシーポリシーその他の個人情報保護に関する取扱いに基づき、会員の個人情報を適切に管理するものとする。

2 甲及び乙は、本覚書締結後速やかに、会員の個人情報の管理者を相手方へ報告しなければならない。

第5条 甲及び乙は、会員の個人情報を取り扱うにあたり、会員の個人情報に対する不正アクセス又は情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

- 2 甲または乙は、相手方から要請があったときは、物理的に不可能なものを除き、提供された会員の個人情報（これを複写又は複製したものを含む。）を返還若しくは廃棄又は相手方の指示するところにより処置するものとする。

（秘密保持義務）

第6条 甲及び乙は、会員の個人情報を秘密に保持し、法令等の定めによる場合を除き、会員の個人情報を取り扱う必要がある最小限の幹事等以外に会員の個人情報を開示又は提供してはならない。

- 2 甲及び乙は、会員の個人情報を取り扱う職員に対し、その在職中及び退職後においても会員の個人情報を秘密に保持するよう義務付けるものとする。

（記録）

第7条 甲及び乙は、会員の個人情報の受領、管理、提供、複製、廃棄等について記録し、相手方から要求があった場合は、当該記録を提供し、必要な報告を行うものとする。

（事故）

第8条 甲又は乙において会員の個人情報に対する不正アクセス又は情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生したときは、直ちにその旨を相手方に報告し、相手方の指示に従って直ちに応急措置を講じるものとし、当該措置を講じた後直ちに当該事故及び応急措置の報告を提示しなければならない。

- 2 前項の規定は、双方の承諾のもと利用目的の範囲内で第三者に提供した場合で、当該第三者において事故が発生したときも適用する。

本覚書の締結を証するため、本覚書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ 1 通を保管するものとする。

令和 年 月 日

（甲）鳥取大学工学部同窓会
会長

（乙）鳥取大学工学部電気情報系学科同窓会（湖鳥会）
会長

2020 年度湖鳥会活動予定（案）

1. 入会手続き及び各期役員選出（担当：笹間，笹岡）
2. ホームページ更新（担当：岸田，吉村）
会報の冊子発行を取りやめて，ホームページでの情報発信を行う。
3. 国際会議のための海外渡航費用助成事業（担当：笹岡）
4. その他